

低所得高齢単身女性問題に関する政策・制度要求

退職者連合は、低所得高齢単身女性が日々の暮らしのなかで直面している、さまざまな課題の解決に向けて、国ならびに地方自治体に対し当面次のとおり要求する。

1. 認知症対策について早期に推進すること

- (1) 国は認知症対策基本法を制定すること。
- (2) 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に基づき具体的な環境整備を早急にはかること。
- (3) すべての市町村に、認知症初期集中支援チームの設置を実現すること。
- (4) 認知症の人が住み慣れた地域で可能な限り生活を続けていくための支援整備をはかること。

2. 生活困窮者自立支援法の実効性を高めること

- (1) 生活困窮者支援を、地域と各自治体全体の課題として位置づけること。
- (2) 相談窓口の充実（相談窓口の周知、適正な相談員と配置、利用される相談時間と施設）をはかり、就労支援、居場所づくりなど生活支援を強化すること。
- (3) 2013年8月から実施されている生活保護基準の引き下げと、「冬季加算」「住宅扶助」の引き下げについては行わず、憲法25条の生存権保障の理念を守ること。

3. 安心して暮らせる居住の場の確保について

- (1) 国・地方自治体は、居住の継続が困難な状態にある低所得高齢者、とりわけ低所得高齢単身女性に対し、一定の質が担保された住居の確保と速やかな入居・転居を図ること。
- (2) 国・地方自治体は、個人情報に配慮し、常に低所得高齢者の住居の種別実態ならびに暮らしの状況把握を行ない、低所得高齢者、低所得高齢単身女性が安心して暮らせる住環境の整備をはかること。
- (3) 国・地方自治体は、空き家を活用した生活支援サービスと組み合わせた

機能的な健康を維持できる街づくりをはかること。

4. 社会的孤立や孤独死の防止について

- (1) 国・地方自治体は、高齢者の社会的孤立や孤独死を防止するため、地域社会におけるきめ細かな見守りや支え合いの体制整備を急ぐこと。その場合、地域包括ケアセンターや民生委員、町内会、自治会等をはじめ、ライフライン事業者（電気・ガス・水道等）、民間事業者（郵便配達、新聞配達等）などとの連携による効果的なネットワークを構築すること。
- (2) 具体的な活動推進に当たっては、個人情報共有を図ると共に、その取り扱いについては慎重を期すこと。

5. 年齢によらない働く場の確保・拡大について

高齢社会にあつて、健康で働く意欲のある高齢者や、各分野で活用する技術・能力を有する高齢者が定年制などによって、そうした意欲や技能を生かし切れていないケースが少なくない。国・地方自治体は、各機関との連携を密にし、年齢によらない男女の働く場の確保・拡大の実現をはかること。

6. 移動困難者対策について

国・地方自治体は、買い物や通院など日常生活において、移動困難者に対し、「交通政策基本計画」に基づき、公共交通機関をベースとした切れ目のない移動支援に取り組むこと。

交通政策基本法＝交通政策に関する基本理念などをまとめた法律。平成25年11月27日成立、12月4日に公布・施行された。人口減少、少子高齢化が加速的に進展し、特に地方のバスなどの運輸事業の経営悪化が深刻化している中で、過疎化が進む地域における生活交通の確保などが大きな課題となっている。法律では、日常生活のための交通手段の確保や高齢者、障害者、妊産婦等の円滑な移動、その他を交通政策の基本に据え、国、地方公共団体の責務等を明らかにして総合的に推進するとしている。

